

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

一方的に送り付けられた商品は 直ちに処分可能になりました

特定商取引に関する法律が改正され、一方的に送り付けられた商品に対する取扱いが変更になりました。



【一方的な送り付け行為への対応3か条】

① 商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていない一方的に送り付けられた商品は、以前は受取日から14日間経過するまで処分できませんでしたが、今回の改正で、すぐに処分できるようになりました

② 事業者から代金を要求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられても代金を支払う必要はありません。その商品を開封したり、処分したりしても支払いは不要です。代金を請求されても応じないようにしましょう

③ 誤って代金を支払ってしまったらすぐに相談を

一方的に送り付けられた商品の代金を支払ってしまったら、その代金については返還を求めることができます。すぐにご相談ください

対応に困ったら、消費生活センターに相談してください

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の9:00～16:00（時間に余裕を持ってお越しください）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき=10月7日@13:30～16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=消費生活センター（☎28-9110）

9月は高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン期間です

市では高齢者への注意喚起と相談の呼びかけを行っています。また、周囲の方々に見守りの大切さを知ってもらうため、啓発用リーフレットを市内公共施設に設置します。高齢者を狙う悪質商法の被害を防ぎましょう。